

日本歯科衛生学会運営細則

(趣旨)

第1条 この運営細則は、日本歯科衛生学会規則第24条第2項に基づき、日本歯科衛生学会(以下「本学会」という。)の運営に必要な事項を定める。

(入会)

第2条 本学会の第一会員は、社団法人日本歯科衛生士会(以下「日本歯科衛生士会」という。)定款第6条に定める入会をもって同時入会とする。

2 第二会員は、所定の入会申込書に入会金及び年度会費を添えて提出し、本学会の入会通知書をもって入会とする。

3 賛助会員は、所定の入会申込書に年度の賛助会費を添えて提出し、本学会の入会通知書をもって入会とする。

4 学生会員は、日本歯科衛生士会学生部運営規則に定める学生部加入をもって同時入会とする。

(学会会費)

第3条 本学会規則第7条に基づく第二会員、賛助会員の入会金及び年度会費は、次のとおりとする。

一 第二会員 入会金	3,000円
年度会費	7,000円
二 賛助会員 賛助会費(年額)	50,000円

(学会委員会)

第4条 本学会規則第16条に基づく学会委員会の任務は、次のとおりとする。

一 企画委員会は、学会事業の企画運営に関する事項を審議する。

二 編集委員会は、学会雑誌投稿論文及び学術大会演題抄録等の査読、審査、その他学会雑誌の編集に伴う事項を審議する。

三 総務委員会は、学会の総務及び会計に関する事項を審議する。

(学術大会)

第5条 学術大会の開催に伴う要領は、「学術大会実施要領」に定める。

2 学術大会の演題応募は、「演題応募要領」に定める。

3 演題応募を希望する学会会員以外の共同研究者は、学会長の承認を得て、投稿原稿に記名することができる。

4 学術大会参加費は、次のとおりとする。

一 学会会員	6,000円(ただし、事前登録は、5,000円)
二 学生会員	1,000円
三 学会会員外	12,000円(ただし、事前登録は、10,000円)
四 学生会員外の学生	3,000円

(学会雑誌の編集)

第6条 学会雑誌投稿論文は、本学術大会で発表した論文及び本学会の目的にかなった論文で未発表のものとする。

2 投稿規程は、別に定める。

(運営細則の変更)

第7条 この運営細則の変更は、学会幹事会の議を経て、日本歯科衛生士会理事会において決定

する。

附 則

- 1 この運営細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運営細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営細則は、平成22年4月1日から施行する。